

社会福祉法人富里市社会福祉協議会 会長報酬並びに役員及び非常勤者の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富里市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会長報酬並びに役員及び非常勤者（以下「役員等」という。）の費用弁償に関して定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程でいう役員等とは次に掲げる者をいう。

- (1) 役員 本会の理事並びに監事
- (2) 非常勤者 心配ごと相談員並びに各種委員会の委員及び本会の評議員

(会長報酬)

第3条 本会は、会長に対して、職務の実態に即した報酬を支給するものとする。

- 2 報酬の額は、月額30,000円とする。
- 3 報酬の支給については、会長に就任した日からとし、任期満了、辞職、失職、解任、死亡等によりその職を退いた日までとする。
- 4 前項により、月の中途において就任または退任した場合は、日割計算をした額を支給するものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等（市職員並びに本会職員を除く。）が会長の招集する会議に出席したときは、費用弁償として、会議1回あたり1,000円を支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長に支給する費用弁償は、理事会、監事会、評議員会に出席した場合とし、会議1回あたり1,000円を支給するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めのない事項については、理事会でこれを定める。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。